

令和元年9月3日

保護者各位

千葉日本大学第一中学校
事務室

私立中学校等修学支援実証事業費補助金について（ご案内）

盛夏の候、父母の皆様には、ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、千葉県より私立中学校等修学支援実証事業費補助金の申請について依頼がありました。

下記受給要件に該当される方は、事務室にて書類をお受け取り下さい。

制度の内容について

低所得世帯に属する児童生徒の私立小中学校等における、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、県内の私立の小中学校等に通う児童生徒に対して、補助金を交付する制度です。

支給対象者

私立中学校に在学する保護者等のうち、以下の要件を全て満たす者

- (1) 生徒が、令和元年7月1日時点で在学をしていること。
- (2) 保護者等全員の年収合計が400万円未満であること。具体的な基準としては、所得金額の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する）から所得控除合計等を差し引いた額の合計が140万円未満（寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満）であること。
- (3) 文部科学省が行う本補助金に付随する調査に協力すること。
- (4) 保護者等全員の保有資産額の合計が600万円以下であること
- (5) 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。

補助額 100,000円(一律・年額)

手続き期間 9月5日(木) ~ 9月25日(水)

本校ブログ(在校生ブログ→事務室より)に要項・記入例を掲載してあります。
受給要件に該当するかどうか、チェックシートで確認をお願い致します。

この制度について何かご不明な点などございましたら「事務室 山下」までお問い合わせ下さい。

チェックシート

すべての項目にチェックが入った方が該当になります。

「保護者等全員の資産保有額（預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の合計）の合計が600万円を超える場合」に該当しません。

注 これらが確認できる通帳等の写し(申請日の直近のもの)が必要です。

「両親に加え、同居の祖父母や授業料の負担者(両親や同居の祖父母と同等程度又は同等程度以上に、授業料を負担している者)がいる御家庭で、全員の収入を合計すると所得基準を満たさない場合」に該当しません。

注 保護者等の課税証明書等の判定額が判断できる書類(令和元年度)の提出が必要になります。

「祖父母等からの教育資金の一括贈与(祖父母等から子や孫名義の口座に教育資金を一括して拠出することにより、一定額までを贈与税非課税とする措置)を受けている場合」に該当しません。

「課税証明書に含まれていない国外での収入があり、この収入を合算すると、所得基準を満たさない場合」に該当しません。

注 この収入を証明できる書類(政府機関や企業の発行するもの)が必要です。

「源泉分離課税により課税証明書に記載されない収入(上場株式等の配当等)があり、当該収入を勘案すると所得基準を満たさない場合」に該当しません。

注 保護者等の課税証明書等の判定額が判断できる書類(令和元年度)の提出が必要になります。

「純損失の繰越控除(不動産や上場株式等を売却したこと等により生じた譲渡損失等のうち、損失の金額を翌年以降に繰り越すもの)を受けていることにより所得基準を満たしている場合」に該当しません。

注 保護者等の課税証明書等の判定額が判断できる書類(令和元年度)の提出が必要になります。

同居の祖父母、同居・別居に関わらず授業料を負担している者など、所得判定の対象者全員の課税証明書を提出できます。また、課税証明書に含まれていない海外での収入がある場合、全ての収入について証明する書類を提出できます。

文部科学省が実施する義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについてのヒアリング調査の対象に選ばれた場合、調査に協力します。

注 アンケート 及び ヒアリング調査(対象者に選出された場合のみ)があります。

「注」については申請される場合に、添付していただく書類になります。